

2019年1月28日

受益者の皆様へ

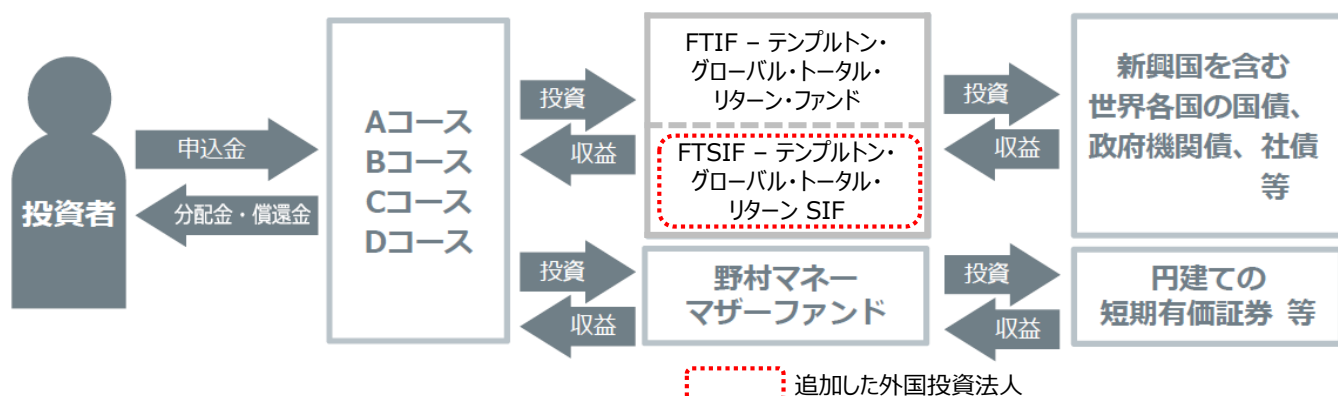
野村アセットマネジメント株式会社

「野村テンプレトン・トータル・リターン」
Aコース(限定為替ヘッジ 年2回決算型) / Bコース(為替ヘッジなし 年2回決算型)
Cコース(限定為替ヘッジ 毎月分配型) / Dコース(為替ヘッジなし 毎月分配型)
主要投資対象の外国投資法人の追加について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「野村テンプレトン・トータル・リターン」(以下、ファンドといいます。)は、2019年1月の目論見書の定時改訂時期に合わせて、主要投資対象である外国投資法人の追加を行ないましたので、お知らせいたします。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用し、外国投資法人や国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を通じて、実質的に新興国を含む世界各国の国債、政府機関債、社債等(現地通貨建てを含みます。)に投資します。



これまで投資対象としてきた外国投資法人「FTIF - テンプレトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド」(以下、既存ファンドといいます。)に加え、2019年1月の目論見書の定時改訂時期に合わせて、外国投資法人「FTSIF - テンプレトン・グローバル・トータル・リターン SIF」(以下、追加ファンドといいます。)を投資対象に追加いたしました。これは、ファンドが2019年7月に分散投資規制*への対応を行なうことに備えるものです。追加ファンドは、既存ファンドと同様の運用方針を維持しつつ、分散投資規制に即した運用を行ないます。

* ここでの分散投資規制は、一般社団法人投資信託協会が定める信用リスク集中回避のための投資制限をいいます。

既存ファンドから追加ファンドへの入れ替えは、パフォーマンスへの影響を抑えるため、徐々に行ないます。2019年7月以降も当面の間は、既存ファンドおよび追加ファンドを主要投資対象としますが、入れ替えが完了したところで、主要投資対象から既存ファンドを除外する予定です。

外国投資法人の信託報酬は、追加ファンドは純資産総額の0.75% (年率)、既存ファンドは同0.85% (年率)です。各外国投資法人の相違点と、実質的にご負担いただく信託報酬率については、次ページをご覧ください。

各外国投資法人の相違点と、投資家の皆様がファンド保有期間中に間接的に負担する費用のうち、実質的にご負担いただく信託報酬率は以下のとおりです。

<各外国投資法人の相違点>

	(追加ファンド) FTSIF - テンプルトン・ グローバル・トータル・リターン SIF	(既存ファンド) FTIF - テンプルトン・ グローバル・トータル・リターン・ ファンド
運用方針	追加ファンドと既存ファンドは同様	
分散投資規制に 即した運用	対応	非対応
信託報酬	純資産総額の0.75% (年率)	純資産総額の0.85% (年率)

<実質的にご負担いただく信託報酬率>

2019年1月24日まで	年1.8868%程度 (税込)
2019年1月25日以降	年1.8368%～年1.8868%程度 (税込)

(注) 実質的にご負担いただく信託報酬率とは、信託報酬に、ファンドが投資対象とする外国投資証券の信託報酬を加えた概算値です。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

今後とも「野村テンプレートン・トータル・リターン」をご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。